

■ 4条1項11号

不服 2019-17775

＜本願商標＞

CENTURION HOTEL

第43類「宿泊施設の提供，飲食物の提供，動物の宿泊施設の提供，保育所における乳幼児の保育，高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。），会議室の貸与，展示施設の貸与，布団の貸与，まくらの貸与，毛布の貸与，家庭用電気式ホットプレートの貸与，家庭用電気トースターの貸与，家庭用電子レンジの貸与，業務用加熱調理機械器具の貸与，業務用調理台の貸与，業務用流し台の貸与，家庭用加熱器（電気式のものを除く。）の貸与，家庭用調理台の貸与，家庭用流し台の貸与，食器の貸与，カーテンの貸与，家具の貸与，壁掛けの貸与，敷物の貸与，おしぼりの貸与，タオルの貸与」

※上記は補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：CENTURION（標準文字）

第42類「レストラン等の飲食店に関する情報の提供，宿泊に関する情報の提供」を含む第42類、第36類及び39類に属する商標登録原簿記載のと通りの役務を指定役務

引用商標2：**センチュリオン**

第42類「レストラン等の飲食店に関する情報の提供，宿泊に関する情報の提供」を含む第42類、第36類及び39類に属する商標登録原簿記載のと通りの役務を指定役務

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「CENTURION」の欧文字と「HOTEL」の欧文字とをやや間隔を置いて表してなるところ、両文字は著しく離れているとはいえず、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさで外観上まとまりよく一体的に表されているといえるものであり、当該構成文字から生じる「センチュリオンホテル」の称呼も、格別冗長ではなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標の構成中、「CENTURION」の文字部分は、「百人隊の隊長」の意味を有する語（「研究社新英和大辞典」株式会社研究社）として辞書に掲載されているとしても、当該文字は我が国において一般に知られている語とはいえず、むしろ特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるというが相当であり、「HOTEL」の文字部分は、「ホテル」の意味を有する語として一般に知られていることから、本願商標は、構成文字全体としてホテルの名称を表したものと理解されるといえるものの、具体的な意味合いを認識させるとまではいい難いものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「センチュリオンホテル」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標の構成中、「CENTURION」の文字部分を分離、抽出し、「センチュリオン」の称呼及び「百人隊の隊長」の観念をも生じるとし、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「CENTURION HOTEL」は、その構成文字に相応して、「センチュリオンホテル」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものと判断するのが相当である。よって、本願商標の構成中、「CENTURION」の文字部分を分離、抽出し、「センチュリオン」の称呼及び「百人隊の隊長」の観念をも生じるとし、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとした原査定は取消しを免れない、とされました。

本審決のポイントをざっくり要約すると、本願商標「CENTURION HOTEL」は、その指定役務に「宿泊施設の提供」を含んでいるものの、その構成の一体性等により、「CENTURION」部分が要部になることはない、と、審決は言っていることとなります。

しかし一方で、審決では、『「CENTURION」は、我が国において一般に知られている語とはいえ、むしろ特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるというが相当である』と述べられています。

「CENTURION」が一般的に知られていない造語であるならば、むしろこの部分が需要者や取引者の注意を惹きやすいと考えられるような気がします。審決の言っていることは、前後で矛盾しているように感じるのは当職だけでしょうか。

なお、請求人の名称は「株式会社センチュリオンインターナショナル」ということです。そうであれば、本願商標「CENTURION HOTEL」は、「センチュリオンのホテル」とか「センチュリオンによるホテル」と認識されるのが普通ではないかと思えますし、その構成中「CENTURION」が、なおさら需要者や取引者の注意を惹く部分と理解されると言えるのではないかと当職は思います。

以上より、個人的には、なんともスッキリしない審決であると感じた次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年11月24日 >